平成２１年（フ）第１００号
福島県南相馬市原町区国見町３丁目45番地の17
債務者　鈴木　利直
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　俊樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第１０１号
福島県南相馬市原町区国見町３丁目45番地の17
債務者　鈴木マキ子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　俊樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月19日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第３５９２号
名古屋市熱田区西郊通２丁目３番地
債務者　佐藤　強人
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成田　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年４月15日午後１時35分
5　免責意見申述期間　平成22年４月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第６１６号
北海道北斗市本郷190番地の２
債務者　敦賀　洋子（旧姓塚本）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第６３０号
函館市東山町157番地
債務者　千葉　　誠
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月23日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第１５７号
三重県鳥羽市安楽島町1272番地６
債務者　橋本かおり
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２１年（フ）第５６３号
奈良県大和高田市大字池田371番地の６
債務者　森村　徳幸
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５７６号
奈良県大和高田市日之出町16番22号　グランシャリオ203号室、前住所奈良県大和高田市今里町４番25号
債務者　児玉　克己（旧姓宇田）
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５８５号
奈良県大和高田市旭北町９番19号
債務者　辰巳　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５８９号
奈良県大和高田市磯野町１番１―610号
債務者　芦田　　勝
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５９３号
奈良県大和高田市大字市場546番地の17
債務者　**関**本　志保
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月24日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５２１号
奈良県磯城郡川西町大字結崎452番地の69
債務者　林　健太郎
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第５５１号
奈良県葛城市南道穂28番地４
債務者　大町　安孝
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第６０３号
奈良県宇陀郡曽爾村大字山粕24番地の４、前住所奈良県宇陀郡曽爾村大字山粕65番地の１
債務者　津島　美枝
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２１年（フ）第１５９号
栃木県足利市助戸１丁目631番地
債務者　大塚八重子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２２２号
栃木県足利市大前町1351番地１　定方アパート221号、前住所栃木県足利市大前町1351番地柏瀬富司方
債務者　柏瀬　浩道
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２１年（フ）第２３３号
栃木県足利市山下町1490番地　春日団地１―608
債務者　朝賀　宏治
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月５日午前11時
宇都宮地方裁判所足利支部